

PREVENTION No. 175

平成19年3月15日開催

飲酒事故の実態と神奈川県警察の取組み

神奈川県警察本部交通総務課 綿引 緑

1 神奈川県内の交通事故発生状況（平成18年中）

発生件数 54,562件（前年比-5,474件、-9.1%）

死者数 240人（前年比 -12人、-4.8%）

負傷者数 65,704人（前年比-6,735人、-9.3%）

- * 死者数は、現行警察制度が発足した昭和29年以降、最少であった平成17年の252人を更新
- * 死者数は4年連続減少、発生件数・負傷者数は6年連続減少
- * 全国の死者数も6,352人と第1次交通戦争のピークである45年（16,765人）の約38%まで減少

2 飲酒事故発生状況

全国の原付以上運転者（第1当事者）の飲酒運転による死亡事故は611件（構成率10.8%）で前年と比べて大きく減少（前年比96件、-18.6%）した。

平成14年6月に施行された改正道路交通法により罰則が強化されたことで、飲酒運転による死亡事故は、14年15年は2年連続で激減したが、16年17年はそれぞれ70件、3件の減少にとどまり、減少傾向が小幅となっていた。18年は上半期が増加（前年同期比+13件、+3.7%）したが、9月以降の取締りの強化及び飲酒運転根絶に対する社会機運の高まりなどにより大きく減少し、10年前の半数以下（平成8年の0.47倍）となっている。

神奈川県は、交通死亡事故に占める飲酒ありの死亡事故の率は、過去10年間を見ると、一貫して全国よりも高い。平成18年中 30件 13.9%

また、県内で平成14年から18年までの5年間に発生した人身交通事故は1年間平均62,137件、そのうち、飲酒事故は平均674件、スピード違反が絡んだ交通事故は3,019件。

それぞれの事故に占める死亡事故の割合は、人身交通事故全体では0.5%（214件に1件）、速度超過は4.1%（24件に1件）、飲酒事故は6.1%（16件に1件）となり、飲酒事故の死亡事故率は、人身事故全体の死亡事故率の12倍も高くなっている。

3 神奈川県内の飲酒運転取締り状況

平成18年中の飲酒運転取締り件数は7,466件。

男女別では、男性が9割以上を占める。年齢別では、30代が30%で最も高い。20歳未満も95人いる。時間帯別では、午後8時から午前2時までで約8割を占めるが、昼間にも違反がある。

一斉取締りの回数は、増えているが、取締り件数は年々減少している。特に、飲酒運転根絶機運が高まった昨年9月以降とそれ以前では、一斉検問1回あたりの取締り件数が、約100件から半分に減少している。

マスコミ報道等の根絶機運の高まりは、確実に違反者を減らしていると言える。

4 飲酒運転に対して適用される現行規定

(1) 飲酒運転に対する罰則 道路交通法第65条第1項（酒気帯び運転等の禁止）

何人も酒気を帯びて車両等を運転してはならない

罰則

- ・ 酒酔い運転～酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態）で運転～3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 酒気帯び運転～政令で定める基準（呼気1リットルにつき0.15mg）以上にアルコールを保有する状態で運転～1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

(2) 酒類を提供した者や同乗者 道路交通法第65条第2項（酒気帯び運転等の禁止）

何人も、車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない（罰則なし）

飲酒運転の教唆・助助に該当する場合には、検挙・処罰される

(3) 呼気検査を拒否した者

道路交通法第67条第2項 検知拒否罪 30万円以下の罰金

(4) アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で交通事故を起こした者

刑法第208条の2 危険運転致死傷罪

- ・ 被害者を死亡させた場合 1年以上の有期懲役（最高20年まで）
 - ・ 被害者を負傷させた場合 1月以上15年以下の懲役
（通常、交通事故は、刑法211条 業務上(重) 過失致死傷罪 5年以下の懲役・禁錮又は100万円以下の罰金）
- (5) 運転免許の行政処分
- ・ 酒酔い運転 25点～免許取消（欠格期間2年）
不注意による事故 45点～免許取消（欠格期間5年）
 - ・ 酒気帯び運転 13点～免許停止90日
(0.25mg/1以上) 不注意による事故 33点～免許取消（欠格期間2年）
 - ・ 酒気帯び運転 6点～免許停止30日
(0.15～0.25mg/1) 不注意による事故 26点～免許取消（欠格期間2年）
 - ・ 危険運転致死傷罪 45点～免許取消（欠格期間5年）
- * ただし、過去3年以内に運転免許の停止がなく、欠格期間終了後5年以内でもない者の場合

5 道路交通法改正案（飲酒運転関係）の概要

- ・ 酒酔い運転 懲役3年以下罰金50万円以下 → 懲役5年以下罰金100万円以下
- ・ 酒気帯び運転 懲役1年以下罰金30万円以下 → 懲役3年以下罰金50万円以下
- ・ 車両提供（新設。これまでは、刑法の幫助罪などを適用）
酒酔い運転 懲役5年以下罰金100万円以下
酒気帯び運転 懲役3年以下罰金50万円以下
- ・ 酒類提供、車両同乗（新設。これまでは、刑法の幫助罪などを適用）
酒酔い運転 懲役3年以下罰金50万円以下
酒気帯び運転 懲役2年以下罰金30万円以下
- ・ 飲酒検知拒否 罰金30万円以下 → 懲役3月以下罰金50万円以下
- ・ ひき逃げ 懲役5年以下罰金50万円以下 → 懲役10年以下罰金100万円以下

6 最近の飲酒事故に関する事例

- (1) 国道で左折待ちをしていた乗用車に赤信号を無視して進行してきた泥酔運転の乗用車が衝突。横断歩道に突っ込み、横断していた高校生18人が死傷 懲役20年(仙台地裁)
- (2) 飲酒引き逃げ事故を起こした元請け会社社員（危険運転致死罪で懲役8年）の車に同乗していた下請け会社社員に賠償命令（東京地裁）
- (3) 飲酒引き逃げ事故を起こした男性（危険運転致死傷罪で懲役7年）と長時間にわたって飲酒をともにし、飲酒運転を止めなかった同席者に賠償命令（東京地裁）
- (4) 酒気帯び状態で乗用車を運転し、国道で友人の車を誘導中の被害者（現在も意識が戻らず入院中）をはねた男性に3億円の賠償命令（千葉地裁）

7 神奈川県警察の取組み

- (1) 広報啓発活動の推進
 - ・ 関係機関・団体と連携してのチラシ、ステッカーの作成配布、事業所等による飲酒運転根絶宣言、飲酒根絶モデル店の設定、街頭キャンペーンなど
 - ・ 「飲酒運転を根絶しよう！ 神奈川県民大会」の開催（平成18年11月13日）
久里浜アルコール症センター 樋口先生、飲酒事故被害者の講演、パレード等
 - ・ 神奈川県交通安全協会と連携したハンドルキーパー運動の推進
（仲間とやむを得ず車で酒席に行く場合に、あらかじめ、お酒を飲まない人を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動～オランダで発祥）
- (2) 飲酒運転取締りの強化
 - ・ 継続的な飲酒取締りで運転者の緊張感を持続
 - ・ 背後責任追及の徹底（主な事例）
死亡引き逃げ事件を端緒として、被疑者が飲酒後に自家用車を運転するのを知りながら、酒類を提供したパブ店長を酒気帯び運転幫助で逮捕した（罰金15万円）など。
- (3) 交通安全教育の推進
- (4) 久里浜アルコール症センターとの協働による「飲酒運転に係る調査研究」
飲酒運転違反者のアルコール依存性等の調査